

「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版の策定に関するパブリックコメント結果について

1 案に関するパブリックコメントの実施結果

(1) 実施結果

① 実施期間：令和6年11月25日（月）～令和6年12月24日（火）【30日間】

② 意見総数：58通 91件

③ 意見の対応区分：

項目	A	B	C	D	E	計
1 教育・保育の量の見込み・確保方策に関する事	0	0	1	5	0	6
2 地域子ども・子育て支援事業に関する事	0	1	0	4	0	5
3 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込み・確保方策に関する事	0	0	0	29	0	29
4 社会的養育推進計画に関する事	0	0	20	24	0	44
5 その他	0	0	0	0	7	7
合計	0	1	21	62	7	91

【対応区分】A:意見を踏まえ反映したもの B:意見の趣旨が案に沿ったもの C:今後の参考とするもの D:質問・要望で案の内容を説明するもの E:その他

(2) 主な意見と本市の対応

① 主な意見

民間放課後児童クラブへの補助を求める意見や、里親支援センターに関する要望などが寄せられました。

② 本市の対応

寄せられた意見が案に沿ったものや今後の参考とするもの、要望等であったことから、所要の整備を行った上で案のとおり「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」第6章改定版を策定します。

(1 教育・保育の量の見込み・確保方策に関すること)

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
1	支援の実態が市民に十分伝わっていない点が課題だと感じます。保育料の通知書の記載から支援を受けていると感じる一方、家計負担と乖離している印象を受けました。市長が「本来国が担うべき支援事業をなぜ市で行う必要があるのか」と述べられることがありますが、その意図が市民に伝わっていない可能性があります。新しい支援制度の内容や意義が広く周知される仕組みが必要です。	「保育料のお知らせ」に記載している負担額については、保育の実施に要する費用について、国・県・市・保護者の四者でどのように負担しているかお示ししているものであり、保育料の負担のある0歳児から2歳児だけではなく、幼児教育・保育の無償化の対象である3歳以上児等に係る費用も含めた平均負担額を記載しているものになります。いただいた御意見を参考に、より分かりやすい記載とするよう検討してまいります。 将来を担うこどもの医療費や保育料等については、我が国の喫緊の課題である少子化対策として、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築するべきであると考えており、これまでも機会を捉えて国に要望してきたところです。本市においては、限られた財源の中で、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの観点から、総合的に子育て支援施策を推進するとともに、周知の徹底に取り組んでまいります。	C
2	有給取得や振替休日時には保育園を利用できないと言われています。預けられる条件を「就労の有無」に限定せず、保護者のリフレッシュのためにも柔軟に利用できる仕組みが必要です。	保育所等の利用にあたっては、原則、保護者の労働、疾病等の保育を必要とする事由に該当する必要がありますが、御家庭の事情によっては、本来の事由に該当しない場合であっても、保育所等の利用を必要とすることがあり得ることから、保育所等に対して、個別の状況等を汲み取り、保護者に寄り添った柔軟な対応をお願いしているところです。引き続き、保育の提供にあたっては、公平性を確保しながら、各御家庭の状況に応じて、福祉的な配慮に努めてまいります。	D
3	保育料について、東京都では今後第一子も無料になると聞きました。川崎市は第二子の保育料が半額ですが、2人目を産むことに躊躇する理由の一つになっています。	保育料については、子ども・子育て支援法施行令により、算定根拠（市町村民税の参照年度等）が定められており、父母の市町村民税所得割の合計額、お子さんの認定区分、保育必要量、きょうだい区分及び本市が設定した階層区分に応じて、決定することとなっております。本市においては、利用者の所得等に一定配慮し、市が独自に負担することで、国が定める金額以下の保育料を設定しているところです。 また、多子世帯における認可保育所等の保育料について、保護者と生計が同一のお子さんが2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第2子を半額、第3子以降を無料とすることとし、県内他政令市に先駆け令和6年4月から実施しました。 御指摘いただいた他自治体の動向についても承知しておりますが、保育料については、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制	D

		度として構築すべきであると考えていますので、引き続き、国に対し、他の政令市等と連携しながら、あらゆる機会を通じて働きかけを行っていきたいと考えています。 本市においては限られた財源の中で、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの観点から、本制度を含め総合的に子育て支援施策を推進してまいります。	
4	保育園の開園時間について、18時から延長になる園と18時30分から延長になる園があるが、園ごとではなく一律の時間にしてほしい。	本市においては、地域事情、保育所における就業等の定め等に応じて、「7時から18時」または「7時30分から18時30分」のいずれかの時間帯で保育所の開所時間を定めることを選択できるとする一方で、延長時間を含む開所時間は「7時から20時」に統一することを市内保育施設に求めており、現在、夜間保育所等の一部を除くほとんどの市内保育所において、当該開所時間による運営を行っているところです。	D
5	川崎市は特別市を目指しており、東京都と同等の政策をするべきと考えます。	将来を担うこどもの医療費や保育料等については、我が国の喫緊の課題である少子化対策として、本来、自治体間で差異のある取組ではなく、国の責任において全国一律の制度として構築すべきであると考えており、これまでも機会を捉えて国に要望してきたところです。本市においては、限られた財源の中で、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりの観点から、総合的に子育て支援施策を推進してまいります。	D
6	川崎認定保育園は地域の保育の受け皿になっている一方で、第二子以降の補助の金額は認可保育園と比べて少ない。今後も運営が継続できるように、支援を増やしてほしい。	川崎認定保育園は、本市の多様な保育ニーズの受け皿としての役割を担っていることを踏まえ、令和6年度から、認可保育所における多子世帯の保護者負担減免と併せて、川崎認定保育園についても多子世帯減免加算を引き上げるなどの支援を行ったところであり、引き続き保育の質の向上に資する事業者支援や保護者の負担軽減に対する取組を行ってまいります。	D

(2 地域子ども・子育て支援事業に関すること)

	意見（要旨）	市の考え方	対応区分
7	産後うつ対策としての専門的な相談支援は素晴らしい取り組みです。親族は子連れで外出しづらく、孤立し、うつ状態となる状況も見受けられました。	産後の母親は様々な理由から心身ともに不安定になりやすいことから、本市では、産後の母親に寄り添い支援をする産後ケア事業を実施しております。今後も、支援を必要とするすべての母親が産後ケア事業を利用できるよう妊娠届出時から実施する妊婦等包括相談支援事業を通じて積極的な事業周知に取り組んでまいります。	B
8	子どもの健診の案内通知が突然送られてくるため、予定の調整が困難です。家庭の事情に配慮した柔軟な対応を検討いただけると助かります。	1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、各区役所地域みまもり支援センターで行う集団健診です。実施の曜日と時間帯が固定しておりますが、概ね1歳8か月頃まで、3歳8か月頃までの範囲で、日にちの変更はオンラインでも承っております。	D
9	ふれあい子育てサポートヘルパーやこんにちは赤ちゃん訪問員など、きちんと予算を確保して、最低賃金を支払う前提でないと、担える経済力・時間的余裕のある人材はいなくなると思います。	本市における有償ボランティアによる子育てなどの支援については、他の取組の報酬額とのバランスも考慮しながら慎重に検討をしていく必要があるものと考えております。 また、支援員の確保は、喫緊の課題と認識しており、支援員の職務や意義などについて、様々な機会をとらえて周知するとともに、国の動向を注視し、他都市の状況を調査研究するなど、取組を強化してまいりたいと考えております	D
10	子育て中の親のサポートが地域子育て支援センターのみとは、薄過ぎる。親子が成長できる時期に「サードプレイス」的に、高い専門知識と実績のある団体による継続的常設の場所があることで、親の視野を広げ、人材育成となりうると思います。	本市の地域子育て支援センターは、市内全域を網羅するよう設置され、乳幼児とその保護者等が無償で気軽に利用できる施設です。子育て支援活動や保育園運営等の実績のある団体が運営を行い、専任職員を配置して子育て相談や、地域の子育て情報の提供、講習会の実施を行うとともに、ご指摘の「サードプレイス」としての利用も可能です。また、各区に整備中の保育・子育て総合支援センターでは、保育士や看護師、栄養士が常駐し、専門的な相談や支援を提供するとともに、必要に応じて関係機関への橋渡しを行っています。伴走型相談支援事業等と併せて、引き続き妊娠期から切れ目のない支援を進めてまいります。	D
11	産後ケア事業について、宿泊型や日帰り型も産後4ヶ月ではなく、里帰り出産などの場合も考えて長めに活用できるように御検討いただきたい。	産後ケア事業の宿泊型及び日帰り型は、市内の医療機関や助産所等の空きベッドを活用した事業でございまして、安全にご利用いただくために、乳児の発育状況に応じた環境整備が必要であることから、現在は4か月未満としているものです。一方、訪問型につきましては、本年10月から対象月齢を1歳未満まで延長しましたので、より多くの産後の母子の御利用が可能となったと考えています。	D

(3 放課後児童健全育成事業及び放課後子供教室の量の見込み・確保方策に関すること)

	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
12	わくわくプラザ事業は人数が多すぎて学童保育としての役割、機能は不十分と考えます。自主学童は登録児童数の多いわくわくプラザの補完をしている現状も鑑み、補助金を出して支援をするべきと考えます。（同趣旨他 26 件）	わくわくプラザは、保護者が昼間不在の児童だけでなく、希望する全ての児童が利用可能で、多くの児童が利用していることから、利用児童数に応じた活動スペースについては、安全な環境を整えるため、学校と連携して確保しています。また、本市の放課後児童健全育成事業については、わくわくプラザ事業によって量の見込みに対応できることから、民間放課後児童クラブへの補助金は交付していませんが、地域での多様なプログラム提供の状況を踏まえ、下水道使用料の減免等や各種情報提供などを通じて、引き続き施設運営を支援してまいります。	D
13	現場では人手不足、児童の多様化等の課題が顕在化していますが、この状況で放課後児童健全育成事業を推進・維持するのは可能でしょうか。	川崎市においては、わくわくプラザ事業が放課後児童健全育成事業の役割を担っており、民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化するニーズに効果的・効率的に対応することを目的として運営を民間事業者に委託し事業を実施しています。 また、各運営法人の職員を対象とした研修を川崎市で実施し、職員の資質向上に努めるとともに、学校等と連携し、利用児童数に応じた活動スペースの確保を行い、児童が安全に過ごすことができる環境の整備に取組み事業の推進・維持を行っています。	D
14	こどもへの支援として、プレーパーク活動の普及がとても大事になるかと思います。育ちを支える事業への予算をつけて実現していただきたいです。	川崎市では、「川崎市子どもの権利に関する条例」において「子どもの居場所」と「参加活動の拠点づくり」について定めており、これらを具現化する施設として、高津区に子ども夢パークを整備し、当該施設内にプレーパークを設けているところです。 現在、他の地域に子ども夢パークのような施設を整備する計画はありませんが、「第7次川崎市子どもの権利に関する行動計画」における推進施策として「子どもの居場所の確保」及び「地域における子どもの参加活動の拠点づくり」を位置付けており、地域における子どもの居場所を確保するとともに、子どもの自主的、自発的な参加活動を支援しています。	D

(4 社会的養育推進計画に関すること)

	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
15	里親支援センターについては、機能の整理等、支援方策の充実を目指しながら設置を検討して頂きたい。また、既にある二つのフォスタリング機関と連携しながら、より充実した里親家庭への支援について検討を進めてほしい。（同趣旨 他 18 件）	児童福祉法の改正に伴い、里親のリクルートや里親人材の育成、マッチング、養育相談支援、自立支援等包括的な支援の提供体制が重要とされていることを踏まえ、里親支援センターに求められる機能と、現在の取組内容における課題を整理しながら、里親支援の充実を図ってまいります。	C
16	こどもの意見聴取等の実施について、「すべてのこどもに対し子どもの権利ノート等を配布し」との記載があるが、乳児に対しては子どもの権利ノートが配布されていないケースもあるのが現状かと思います。	児童福祉法の改正に伴う種々の取り組みについては、着実に進めていく必要があります。権利ノートについては子どもの権利について易しくまとめ、子どもと大人をつなぐ大切な物の 1 つでもあるため、着実にお渡しできるようにするとともに、1 人 1 人に対する説明の仕方や内容にも工夫を行ってまいります。	C
17	児童虐待等の未然防止に向け、児童家庭支援センターの機能強化や子育て短期利用事業の受け入れ枠の拡大、指導委託の積極的な活用など、子どもを家庭で養育する世帯への支援を強化する必要がある。（同趣旨他 10 件）	支援を必要とする児童・家庭をできる限り早期に把握し、相談支援につなげていくことが重要と考えており、乳児院や児童養護施設が持つ子どもの養育や家族支援等に関する専門性を活かし、児童家庭支援センターによる相談支援や子育て短期利用事業の実施、指導委託の適切な活用等を通じ、子育て支援及び保護者支援の充実を図ってまいります。	D
18	高年齢まで家庭復帰が出来ない児童にとっては、実親からの経済的な支援を受ける事が困難なケースが多い状況があり、措置延長や社会に出た後の経済的な支援等があればと思う。（同趣旨他 3 件）	様々な状況にある児童の実情を踏まえ、措置延長や社会的養護自立支援拠点事業の適切な活用や、本市独自の奨学金制度・措置費加算等により、ケアリーバーの自立支援を総合的に進めております。 児童の自立にあたっては、児童本人の意向が最も重要ですが、それ以外にも、児童の精神的、経済的状況や、それまでの支援の状況等様々な要因を加味して、多くの関係者が支える仕組みづくりが重要と考えています。今後も法令や国の通知等に則るとともに、社会的養護全体を鑑み、必要な支援策について、検討を行っていきます。	D
19	一時保護所の定員が 88 人となっていますが、整備計画では 100 人と伺っていましたが、なぜ定員減となったのでしょうか。	定員 88 人の内訳は南部児童相談所の定員 40 人と、中部児童相談所の定員 48 人を合計した人数です。 令和 2 年度から中部児童相談所の一時保護所の改築に着手し、定員を改築前の 20 人から 60 人に拡充して、市全体で最大 100 人の受入が可能となるよう整備を進めておりますが、令和 4 年の改正児童福祉法により新たに定められた「一時	D

		保護施設の設備及び運営に関する基準」を踏まえ、定員を48人で運用開始することとしたものです。今後の定員増につきましては、一時保護児童数の推移を踏まえ、適正な定員の設定について引き続き検討してまいります。	
20	代替養育を必要とする児童数の推計に一時保護所で入所を待機している児童数が含まれておらず、整備すべき資源の見込量及び評価のための指標について一時保護所のひっ迫状況を表現できていない。	本計画は、関係法令やこども家庭庁の「計画策定要領」を踏まえ、策定するもので、整備すべき資源の見込量及び評価のための指標は「計画策定要領」に基づいて設定しています。一時保護を受ける児童の心身の安定化を図り、安心感をもって生活できるよう、生活環境の改善や一時保護期間の短期化等、児童の最善の利益を考慮しながら、一時保護所の運営や環境整備について引き続き検討してまいります。	D
21	こども家庭庁が示している「次期都道府県社会的養育推進計画の策定要領における論点整理等」の中に、現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にPDCAサイクルを運用する事の記載がある。川崎市においても、改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、当事者であるこどもの意見はもちろん、子どもや子育て家庭を支援する支援者の声を計画に反映して欲しい。(同趣旨他2件)	計画の進捗については毎年度点検・評価を行い、庁内の会議や児童福祉審議会へ報告を行うとともに、課題となっている部分等の取り組みについて見直しを行うなど、PDCAサイクルを適切に運用していきます。	D
22	施設ではケアニーズの高い乳幼児等を中心として養育を行うことが必要と考えるのであれば、施設に措置を行う前に里親へ委託できるよう保護者の同意が取れるよう説明を丁寧、もっと力をいれてほしい。	本市では、代替養育を必要とする乳幼児等の75%以上の里親委託を引き続き目指していきますが、児童の考え・意思などを前提に、その児童に最も適した生活の場を選択できるよう、里親・施設の両輪の下で受け入れ体制を整備していく必要があると考えています。委託先を里親家庭とする場合は、保護者等への丁寧な説明を行い、里親制度について理解を深めていただくよう努めてまいります。	D
23	川崎市子ども・子育て会議委員に社会的養育従事者や社会的養育の学識経験者が委員として入る必要性を感じる。(同趣旨他1件) .	川崎市子ども・子育て会議の委員については、子ども・子育てに関する様々な分野の専門家をはじめ、市民委員も含めた構成となっており、社会的養護分野についても造詣の深い学識経験者に委員に就任していただいております。	D
24	施設で専門的な視点で支援ができることは良いが、定員6人が小規模化なのか。6人のこどもに対して職員の配置が増えることはこども一人ひとりと向き合える時間が多く、できる支援も増えるが、家庭的という環境か	本市では国の通知等が示す考え方に則り、概ね定員6名前後がその基準とされる地域小規模児童養護施設の設置を推進するなど施設の小規模かつ地域分散化を推進しております。また、各施設において児童指導員や保育士といった直接処遇を担う職員のほか、心理療法担当職員、家庭支援専門相談員、自立支援担当職員など多くの専門職が配置できる体制を構築しており、きめ細やかな支援を行うことが	D

	らは遠ざかってしまうと思う。	できる体制を確保し、より家庭的な環境で養育を行うことができるよう努めています。	
--	----------------	---	--

(5 その他)

	主な意見（要旨）	市の考え方	対応区分
25	ベビーカーでの移動が困難な場所や、親が困っている際に助けが得られない状況が散見されます。移動時の負担軽減を念頭に、より子育て家庭に優しい公共インフラ整備の推進もご検討いただければと思います。	本市では、市民生活に身近な鉄道駅周辺を中心に、高齢者、障害者、妊産婦など様々な方が利用しやすい環境整備など、ユニバーサルデザイン都市の実現に向けたまちづくりを推進しています。引き続き、鉄道駅や道路などの公共的施設における移動の円滑化を推進してまいります。	E
26	里親家庭で今年の夏休みから宿題が出されなくなり、家で全く勉強しないので困っております。塾に行っている子は良いのですが、そうでない子はどんどん遅れてしまうのではないかと心配です。	社会的養護が必要な子どもたちが施設や里親家庭で生活するにあたっては、本市独自の取り組みとして、小学生が学習塾への通塾や家庭教師等を活用し、家庭で学習すること、自主学習のために参考書等を購入する場合には、その費用を原則として全額負担し、子どもたちの学びを応援しています。	E
27	夏休みを短縮して、秋冬休みを長くしていただきたいです。もしくは、学校に寝泊まりする合宿を行う等イベントを企画していただきたいです。PTA への参加は、親だけでなく祖父母の方や近所の有志の方々にご協力いただいても良いのではないのでしょうか。	夏休み期間等、教育課程に関することにつきましては、各学校の裁量となっており、それぞれの学校で子どもたちの実態や、地域の実情に合わせて工夫して計画しております。 小学校学習指導要領では、「児童の発達の段階や人間関係の希薄化、自然体験の減少といった児童を取り巻く状況の変化を踏まえると、小学校段階においては、自然の中や農山漁村等における集団宿泊活動を重点的に推進することが望まれる。」とされており、本市においては、自然教室や修学旅行等の宿泊活動を取り入れております。 PTA は独立した任意の団体であり、参加対象や活動の内容については、個別の団体ごとに決められております。	E
28	子どもへの受動喫煙の危害について触れられていないようですが、子どものいる場所での喫煙は止めるべきとの周知徹底が必要です。	たばこは、喫煙している本人だけでなく、周りの人の健康にも影響を与えることから、子どもをはじめとして受動喫煙による健康への影響が大きい人々に対しては、特に配慮が必要です。 健康増進法や神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に基づき、「望まない受動喫煙」をなくすための取り組みを進めており、学校や児童福祉施設、病院・診療所、行政機関の庁舎等は第一種施設に区分され、屋内禁煙にとどまらず「敷地内	E

		禁煙」となっています。このような措置は、子どもたちが安心して過ごせる環境を整えるために不可欠です。 また、受動喫煙防止に関する啓発用のチラシを作成し、地域の皆様に受動喫煙による健康影響についてや、家庭内や屋外などの喫煙が禁止されていない場所であっても、喫煙する際は周囲の状況に配慮しなければならないことの周知を行うことで、子どもたちを受動喫煙から守るための意識の醸成に取り組んでいます。 さらに、本市では、道路や駅前広場などでの喫煙が周囲の歩行者に危険を及ぼすことを考慮し、平成18年4月1日に「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しました。この条例では、市民等が市内全域で路上喫煙をしないよう努めることを求めており、主要駅周辺などの多くの歩行者が利用する区域を「路上喫煙防止重点区域」として指定し、指定喫煙場所を除いて喫煙を禁止しています。これにより、市民の身体及び財産の安全を確保し、生活環境の向上に努めています。 今後も、子どもたちの健康を守るために、受動喫煙防止に向けた施策を強化し、皆様からのご意見を参考にしながら、より良い環境づくりに取り組んでまいります。	
29	養育里親の制度に「専門里親」というものがあるが、制度の利用者が極端に少ない。きちんと対象になる場合のルールを明確化すべきと思います。	専門里親については、養育里親のうち、虐待を受けた子ども、非行のある子ども、障害のある子どもなど、専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。本市でもホームページ等に、制度の概要や、なるための要件等をまとめておりますが、今後となり手の確保及び制度のさらなる活用を目指してまいります。	E
30	放課後デイや児発達の情報の一本化をしてほしい。サービスの内容や特徴などを一覧にして、利用希望者に渡す、または役所のHP等で公開するといったのではないかと思います。	新規事業所につきましては、本市ホームページにおいて2か月に1度、事業所の情報を更新しているところでございますが、事業所のサービス内容等につきましては、利用者個々の特性に応じてプログラムやサービス提供時間が設定されており、そのため、事業所側の利用者の受入れ状況が日々変化することから、様々な課題があるものと考えております。 なお、神奈川県下5県市で共同運用している障害福祉情報サービスかながわでは、事業所の検索及び事業者側が掲載した事業所の詳細情報を個別に確認することが可能となっております。 また、本市ホームページにおいても、障害福祉情報サービスかながわのリンクURLを掲載してまいりますので、事業所の詳細情報を確認する際に御活用ください。	E
31	発達障害や学校に通えない子どもたちの居場所を含めた進路について、柔軟に対応でき	本市では、キャリア在り方生き方教育をはじめとした様々な教育活動を通して、子どもたちが自己理解を深めながら、適切な進路選択ができるよう指導・支援を	E

	るようにしてほしい。不登校のため進学に支障が出る場合など、救済策や個別の評価ができる体制があってもいいのではないかな。	行っています。発達障害等、特別な教育的ニーズの高い子どもたちに対しては、必要に応じて通級指導教室を活用するなど、ニーズに応じた指導を行いながら、進路選択に必要な資質・能力も育んでいます。 近年は、多種多様な進路があり、より自分に合った進路を選択できる環境が整ってきており、在校生や卒業生のコメントも含め、各校の特徴を知ることができるような学校説明会等の機会も多く、こうした情報については、中学校でも発信しています。 また、不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果の成績評価については、文部科学大臣が定める要件の下、学校の判断で不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果を考慮することができるとされており、令和6年8月29日付けで「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が公布・施行されたことから、本市としても改めて各市立学校宛てに周知したところです。また、高校受験に際しては、県内の公立高等学校では、病気などの特別の事情により長期の欠席があった場合にも、志願者が申請することで、選考の過程において不利にならないよう配慮する制度があります。
--	--	--

2 案の変更点

用語・用字の修正など、所要の整備を行っています。